平成２３年（フ）第１６３７９号
東京都豊島区東池袋２丁目45―20―201
債務者　加藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８０号
東京都豊島区目白５丁目４―７―301
債務者　菅野　真季(旧姓那須野・丸岡・高橋)
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８２号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中野258―13
債務者　小熊　智美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８４号
東京都江東区亀戸８丁目12―５―303
債務者　石川　有希（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８７号
東京都目黒区八雲３丁目11―24―105
債務者　上原　　遊
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３９５号
東京都新宿区築地町10―204
債務者　菊池　康子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４０号
東京都福生市北田園１丁目２番地５田代荘７号室
債務者　土方　　伝
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４０７号
東京都多摩市乞田1305番地グランドール小林115
債務者　阿部　将太
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
島根県益田市土井町５番37号
債務者　中島　信之
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２７２号
長崎県佐世保市小野町70番地４　プリンセスⅠ―105号、旧住所長崎県佐世保市棚方町665番地23
債務者　鍋野　勝己
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1334番地30、旧住所東京都品川区荏原１丁目５番８―104号
債務者　中尾　真肇
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
長崎県佐世保市権常寺町1306番地１　早岐住宅Ａ棟204、旧住所長崎県佐世保市天神３丁目2691番地43　ファーストインビバリーヒルズＣ棟111号
債務者　岩永　理砂（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７４８号
川崎市麻生区栗木台１丁目５番５号　シャンポール栗木台107
債務者　吉田　　進
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
愛知県安城市法連町19番地６　コンフォールステューディオＢ―103
債務者　鈴木　紀和
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６１９６号
東京都文京区本郷４丁目15―14―902
債務者　武田　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部